

AEL 機密保持規程(例)

(目的)

第1条 本規程の目的は、認証機関名の養殖エコラベルの認証審査に関する業務(以下「認証業務」という。)における機密保持に関する事項を定めることである。

(定義)

第2条 本規程において「機密」とは、認証機関名が認証に関する業務を行ううえで得られたすべての情報をいう。

2 認証に関する業務とは、委託先の機関及び個人を含む組織のすべてが行うものをいう。

3 認証に関する業務を行ううえで得られたすべての情報とは、認証事業に関する書類、写真、デジタルデータ、認証申請者及び認証事業者から得られた情報の一切、これに関する資料並びに複写物及び複製物をいう。

(機密の保持)

第3条 認証に関する業務を行う者、認証機関名の役職員、又はこれらの者であった者は、認証機関名が認証に関する業務を行ううえで得られた機密を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(機密の管理)

第4条、認証機関名の代表(以下、「代表」という。)は、機密の管理を事務局長に委任することができる。

2 代表は、機密を指定し、これを見ることのできる者の範囲を以下に定める。

- (1) 認証に関する業務を行う者
- (2) 外部委託の審査員
- (3) 外部委託の判定委員
- (4) 外部委託の監査委員
- (5) 認証機関名の役職員

3 代表は、機密に朱印を押捺するなど適切な方法で、機密である旨を表示する。

(機密の解除)

第5条 代表は、機密の本来の所有者である認証申請者および認証事業者の書面による事前承認を得て機密を解除することができる。

2 代表は、内部監査があるときは内部査規程に基づき、認証申請者及び認証事業者の事前

承認を行うことなく機密を監査委員に対して解除することができる。

3 代表は、監督官庁及び養殖エコラベル認定機関の監査があるときはこれに協力し、認証申請者および認証事業者の事前承認を行うことなく機密を、これらの組織に対して解除することができる。

4、**認証機関名**は、わが国法律に基づき、第三者に情報を開示する場合は、当該認証申請者および認証事業者に通知するものとする。

(制裁)

第6条 本規程に違反した場合は、これにより、**認証機関名**に生じた損害を賠償しなければならない。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、機密保持に関して必要な事項は代表が別に定める。

(附則)

1. この規程は 年 月 日から適用する